

令和8年2月12日  
こども家庭部在宅育児支援担当課

議案第17号 練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者が定めるべき規程のうち、利用定員の規定を改めるほか、規定の整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 乳児等通園支援事業者が定めるべき規程のうち、利用定員について、乳児および幼児の総数で定められるよう規定を改める。（第16条関係）
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

次頁のとおり

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
( <u>乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件</u> ) <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際にについて訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業者の職員の知識および技能の向上等</u>)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、つぎに掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>乳児および幼児（第2条に規定する規則で定める者を含む。）の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) [略]</p>	( <u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u> ) <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際にについて訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所の職員の知識および技能の向上等</u>)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、つぎに掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) [略]</p>

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条および第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条および第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

通園支援事業」とする。

第3章 雜則  
(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則 [略]

第3章 雜則  
(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。